

令和2年4月2日

教 職 員 各 位

至学館大学兼同短期大学部
学長 谷 岡 郁 子

新型コロナウイルス感染症対策について（通知）【第3報】

新型コロナウイルスについては、愛知県下でも多数の感染者が出ており、全国的にもさらに拡大傾向にあります。今後、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大流行につながりかねないという状況です。

こうした状況を踏まえて、引き続き、一人一人の「行動変容」と「強い行動自粛」が求められます。新年度からの諸行事や授業運営にあたっては、この認識を大前提に、大学の教育活動への被害の最小化を図る観点から警戒を緩めることがあってはならないと考えます。

特に、文部科学省高等教育局長通知（令和2年3月24日付文書）による3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での密接した会話や発声）が同時に重なる場を避けるために「換気の励行」など保健管理の徹底を図るとともに、オリエンテーション、授業の運営、学校行事等における工夫などについて学部・学科等で慎重に検討し、対処くださるよう要請します。また、「新型コロナウイルス感染症対策についての基本方針（通知）」に加えて、下記の原則に基づき、教職員の行動指針等を策定しましたので通知します。全教職員のご理解とご協力をお願いします。

記

<原 則>

- (1) 日常的な健康管理と行動に責任を持ち、自らが感染源とならないように留意する。
- (2) 体調のすぐれない学生・教職員が進んで相談しやすい（申し出やすい）環境設定を行うとともに、速やかな感染報告やその後の感染防止と早期治療に努める。
- (3) 本学が健康に関する教育・研究機関であることを認識し、学生に対して必要な予防・対策法についての教育・指導を徹底する。
- (4) 学内における感染・拡大防止のために必要な施設・設備等の整備については、最優先課題として予算措置を講じ、対策を図る。

1. 教職員の行動指針

①健康管理について

検温など日頃の健康状態を個々に管理し、十分な睡眠をとること、発熱など体調がすぐれない場合は、無理をせず自宅静養すること。感染した場合や感染の疑いがある場合は、別に定める相談窓口を積極的に活用すること。

②一般的な感染症対策について

手洗い、うがい、アルコール消毒、マスク着用や公共交通機関利用時のビニール手袋等の着用を励行する。具体的には、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行うこと。咳エチケットに留意すること。

③次のような不特定多数の人が多く集まって過ごすような場所への参加の自粛について

- 映画館、スポーツジム、各種イベント
- ビュッフェスタイルの食堂
- 換気の悪い密閉空間等

できる限り混雑した場所を避けること。屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときは特に注意すること。

④出張の取扱いについて

県内外の出張は、必要最小限に止める。国外出張は禁止とする。

出張時においては、②及び③に掲げる事項について特に留意すること。

⑤講義室、実験・実習室、研究室の衛生管理について

講義室、実験・実習室など共通スペースを清潔に保ち、室内の換気を行うとともに不特定多数の人が使用する機器・備品、施設・設備などについては、始業時にアルコール消毒を励行すること。自己の研究室についても、適宜、アルコール消毒や換気を積極的に行うこと。

換気の方法については、別紙、「効率の良い換気の仕方、換気のポイント」を参照

⑥授業運営について

以下の教務委員長作成文書（案）等を参考に、教務委員長・学部長・学科長を中心として、学部・学科の特性や授業形態に応じた感染防止や拡大防止の方策を検討すること。

- ・令和2年度至学館大学同短期大学部授業実施について（案）
- ・講義中の集団接触回避の方法 ～人が密集しない講義の環境作り～（案）
- ・レポート課題による授業実施の留意点、実施例について（案）
- ・レポート課題による授業実施の留意点、実施例（案）
- ・授業運営について

2. 学生の指導について

- ① 教職員並びに課外活動の部長・監督・コーチは、感染者、濃厚接触者及びその家族等に対する偏見や差別的な行為（ことば、会話、SNSなどによる情報発信）を行わないように学生に指導を行うこと。
- ② 教職員は、日常的に学生の健康状況の把握に努め、異常が認められる場合は、保健室を利用し、その状況について学務課へ遅滞なく報告すること。
- ③ 教職員は、学生の私事渡航については、渡航先の最新情報を入手させ、渡航の是非又はその延期の必要性について保護者と検討するように注意喚起を行うこと。

3. その他

- ① 学務課と教員は連携して、留学生に対する危機管理情報の提供、奨学金支給に関する周知、履修登録等の修学上の配慮、連絡体制の確保や保険加入の案内等について対

応すること。留学生派遣先の提携校との情報共有を行うこと。

- ② 学科長と学務課は連携して、非常勤講師に対する感染症対策の周知・徹底及び授業期間・授業運営等に関する前記1.の行動指針・授業運営について周知・徹底すること。
- ③ 課外活動の部長・監督・コーチは、令和2年4月19日（日）まで課外活動を原則禁止とするので、所属部員に周知・徹底すること。
※令和2年3月25日付の「新型コロナウイルス感染症の予防対策等について（通知）」課外活動部長・監督・コーチ宛て文書を参照すること。
- ④ 総務課及び学務課は連携して、スクールバスの運行にあたり、多くの学生や教職員が乗車するため、1台当たりの乗車人数を制限すること、乗降時のアルコール消毒の励行、バス内のアルコール消毒、窓を開けた換気走行について、計画を立て運行すること。
- ⑤ 学生食堂の運営に関しては、感染予防の観点から提供する食事内容（バイキング形式は中止）、アルコール消毒の指導徹底、椅子・テーブルの配置、交替制による利用時間の制限、学飲ホールの活用、講義室での飲食を一定期間認めるなどの検討・準備を行う。学務課学生支援部門が担当。
- ⑥ 消毒用アルコールとふき取り用のペーパー、うがい薬、体温測定器等は、現在、一定のストック（調達中のものもあり）はあるので、必要な場合は、経営管理局総務課へ連絡すること。また、マスクは不足しており、当面、自身で使用するものは教職員各自で自作するか購入し、調達すること。

以上

【新型コロナウイルス感染症に関する所管責任者】

- ・授業運営に関する責任者 時安教務委員長
- ・課外活動に関する責任者 飯本副学長
- ・上記以外の運営に関する責任者 平田副学長

【相談窓口】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口は、以下のとおりとする。

＜相談時間＞

(教職員)	経営管理局総務課長 (内線 151)	am 8:30	～	pm5:30
(学 生)	保 健 室 (内線 841)	am 8:30	～	pm5:30